

令和7年11月会議
第29回綾瀬市農業委員会総会議事録

綾瀬市農業委員会

開 催 年 月 日 令和 7 年 11 月 25 日(火)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

| | |
|------------------|-------------------|
| 議席番号 1 番 森 山 謙 治 | 議席番号 8 番 木 村 寛 |
| 議席番号 2 番 比留川 賢 次 | 議席番号 10 番 橋 本 久 男 |
| 議席番号 3 番 笠 間 保 一 | 議席番号 11 番 大 塚 秀 一 |
| 議席番号 4 番 比留川 義 昭 | 議席番号 12 番 宇 野 政 信 |
| 議席番号 6 番 内 田 直 彌 | 議席番号 13 番 早 川 新 市 |
| 議席番号 7 番 早 川 晴 子 | 議席番号 14 番 古 塩 貞 夫 |

欠 席 委 員

議席番号 9 番 金 子 美登里

出 席 推 進 委 員

| | |
|------------------|------------------|
| 第 1 地区担当 山 田 英 豪 | 第 3 地区担当 志 澤 輝 彦 |
| 第 2 地区担当 峯 山 健 吾 | |

欠 席 推 進 委 員

傍 聽 人 0 名

提 出 し た 議 案

| | |
|----------|-------------------------|
| 議案第 37 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 議案第 38 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 議案第 39 号 | 農用地利用集積等促進計画の決定について |
| 議案第 40 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について |
| 議案第 41 号 | 引き継ぎ農業経営を行っている旨の証明願について |
| 報告第 8 号 | 専決処分等について |

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり
議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による
採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

| | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 中 西 忠 彦 |
| 次 長 | 鈴 木 武 志 |
| 主 幹 | 古 賀 治 美 |
| 主 事 | 鈴 木 美 咲 |
| 主 事 | 北 澤 勇 輝 |

9時 30分 開会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。まもなく師走になろうとしておりますが、大分陽気も寒くなってきましてだんだん厳しくなってきます。

ただ今より令和7年11月、第29回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。

本日、9番金子委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。

したがいまして、現在の出席委員は12名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。

本日は10番橋本委員、11番大塚委員のご両名にお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせて頂きたいと思います。

事前に配布させていただきました総会議案書、農地法第5条に係る資料1、協議会資料のほか、本日皆様の机上に諸般の報告、農政時報、神奈川県農業委員大会活動推進大会会計報告資料をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。28日綾瀬市地域計画検討会、視聴覚室において、会長が出席される予定でございます。12月7日消費者交流会、さがみ農業協同組合集出荷場において、会長が出席される予定でございます。18日、議案案件現地調査、市内一円において、第1班の委員森山職務代理、比留川 賢次委員が出席される予定でございます。同日、令和7年12月（第30回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。25日、令和7年12月（第30回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室において、委員全員が出席の予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の5ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件2,912平方メートル、法第5条許可申請1件99平方メートル、農用地利用集積等促進計画決定16件13,462平方メートル、相続税納税猶予証明2件3,210平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明2件21,375.5平方メートル、法第4条届出1件386平方メートル、法第5条届出1件3,669平

方メートル、法第6条農地所有適格法人の事業等の報告1件49,565平方メートル、農地法適用除外処分1件2,155平方メートルでございます。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう併せてお願ひいたします。

それでは、日程第1号、議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号10番について、議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹) 総会議案書6ページから9ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号10番でございます。

申請地は [REDACTED] ほか3筆、地目は、[REDACTED] と [REDACTED]
[REDACTED] につきましては畠、[REDACTED] と2は田で、現況につきましては全て畠、地積合計2,912平方メートルでございます。

都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地でございます。場所につきましては、7ページから9ページをご参照願います。

申請理由は、農業経営の継承を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転でございます。譲受人は、66歳で綾瀬市で譲渡人とともに農業従事しており、これらの農地全てが適正に管理されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人、母の2名で、従事日数は160日です。したがいまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認しているだいている第4班の代表の委員より報告を願います。 11番 大塚委員

○11番(大塚秀一君) 本件について11月18日、第4班私のほか宇野委員と、事務局2名、計4名で現地調査をいたしました。なお、本日の審議案件につきましては、全て同日同メンバーで現地調査を行いましたのでご報告します。

整理番号10番、[REDACTED]、ほか3筆です。7ページの申請地は、タマネギ、ニンニク、白菜、ジャガイモ等植わっていました。8ページの申請地は白菜、ブロッコリーが植わっていて、大部分は耕うんされた状態でした。9ページの申請地のほうは栗が植わっている状態でした。農地として適正に維持管理していると認められました

ので、第4班としては、農地法第3条の規定による許可申請に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等ありましたらご発言願います。 2番 比留川 賢次委員

○2番（比留川 賢次君）議案第37号整理番号10について、地域担当者として、現地調査報告をさせていただきます。11月21日に、譲渡人と現地確認を実施いたしました。現況については、先ほど第4班の方が報告されましたとおりです。また、[REDACTED]については、今後妹さんと一緒に、果樹栽培をしたいとのことです。何を植えるかは、現在検討中のことです。長年母と共に農業経営をし、ここで農地を無くすることはできないとのことです。以上のことから、地域担当者といたしましては、農地法第3条による許可申請は、許可が妥当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号10番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

それでは、日程第2号、議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号14番について、議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。

議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号14番でございます。

申請人は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]、地目畠、地積99平方メートルでございます。場所につきましては、11ページをご参照願います。転用目的は駐車場、転用理由は従業員用駐車場用地確保のためとのことでございます。土地利用計画につきましては、別冊で配布しております資料1に申請図面等でお示ししてございますので、そちらをご覧いただきたいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、敷地内、宅地を含む農地を8センチの厚さで砂利敷きし、トラロープを使用して駐車場の区画をします。

雨水等は自然浸透として処理します。工期は資料6ページのとおり約2か月でございます。
立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第3種農地に該当し、転用許可
できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認してい
ただいている第4班の代表の委員より報告を願います。 11番 大塚委員

○11番（大塚 秀一君）整理番号14番、申請地 [REDACTED]、11ページの申請地です
が、現状は草が少し生えている状態でした。第4班としては農地法第5条の規定による許
可申請に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上で
す。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人と
して出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参
考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（[REDACTED]君）申請者 [REDACTED] の代理人の [REDACTED] と申します。よろしくお願ひし
ます。1番、転用を行う理由と、この地を選定した理由について説明いたします。現在、
[REDACTED] の本社所在地は [REDACTED] に登記されていますが、自宅兼
用であり、住宅街の中にあるため、お客様が来社される際に不便です。

深谷上の本社機能のある事務所においては、来客用の駐車場はございませんので、近くの
コインパーキングで駐車してもらいます。お客様にも負担がかかります。そのため、購
入した綾瀬市早川の物件に本社移転したいと考えています。早川の物件であれば、お客様

用の駐車場スペースが確保され、商談スペースもあり、従業員の通勤にも、車を停める場所があり、利便性が高いためです。会社は社長を含め全部で3名であり、従業員の1人である社長の妻が社長と同じ車で通勤しているため、社員用駐車場のうちの1台分は、社長と社長の妻、もう1台分は2人目の従業員、もう1台分が社用車のダンプトラックになります。場所の選定理由として、申請地を調べたところ、現在の事務所から距離約2.5キロ、車で約6分と近く、現在の置場より利便性があり、申請地以外に条件に合う土地は、ほかにはありませんでした。

2番、土地利用計画及び施設概要について、駐車場全体的に8センチの厚さの砂利を敷きます。99平方メートルの農地を含め、駐車場全体的に砂利を敷きます。トラロープを使って、駐車場の区画をします。雨水などは、場内が平たんで砂利敷きのため自然浸透として処理します。来客用は駐車場1台とします。残りのスペースは踊り場にします。

従業員駐車場は2台と社用車1台になります。資材置き場は45平方メートルです。

3番、転用計画と周辺への防除対策等について、雨水などは、場内が砂利敷きのため、自然浸透として処理し、公道のU字溝へ排水し処理いたします。

4番、工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、2026年1月5日から2月5日まで、約1か月間になります。周辺住民にご迷惑かけないように、細心の注意をします。

5番、隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、周りに農地はございません。

6番、施設の管理計画について、施設の概要は、駐車場普通車3台であります。仕上げは砂利敷き、厚さ8センチになります。出入口は幅3.78メートルになります。排水計画は、雨水は東側の公道の既にあるU字溝へ排水し処理いたします。管理計画は、草刈りは年2回、春と夏場と定期的に実施します。ごみは、回収し処分いたします。車、駐車場内の破損、陥没などが発生した場合は、速やかに修復します。周辺環境への配慮は、近隣住民に影響が生じないように、適切に管理いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。 8番 木村委員

○8番（木村 寛君）購入費3,000万円ですよね。99平方メートルですが。

○参考人（■■■君）転用するのが99平方メートルです。

○8番（木村 寛君）全体の値段ですか、99平方メートルで高すぎると思いました。

○参考人（■■■君）全体の値段です。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 3番 笠間委員

○3番（笠間 保一）本件について地元委員として発言いたします。11月18日、現地確認を行い、代理人に面会してまいりました。許可申請地は、譲渡人の宅地に隣接した土地で、従来から耕作はしておらず、庭として使用していました。周囲は山林、通路との間のブロック塀です。譲受人は宅地の庭と一体化して駐車場として使用することでした。

地元委員としては、隣接地に農地がないこと、第3種農地に該当し、転用可能な農地であることから、転用はやむを得ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請、整理番号14番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

○議長（古塩 貞夫君）次に、日程第3号、議案第39号、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

初めに新規の促進計画である整理番号95番及び96番を審議いたします。

本件につきましては、1番森山委員が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に当たるため、本件審議の間しばらくご退席願います。

（1番 森山委員 退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、1番森山委員が、退席されました。現在の委員数は11名、推進委員3名です。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号95番及び96番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は21,089平方メートル、設定する土地は[REDACTED]ほか4筆、地目田、地積合計1,193平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和8年2月1日から令和11年1月31日までの3年間でございます。

利用目的は水稻、設定初年は令和8年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外で地域計画外でございます。

場所につきましては、13ページの案内図をご参照願います。

貸人は、365日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、綾瀬市において、自作の田3,215平方メートル、畠15,892平方メートル、利用集積による畠1,982平方メートル、で管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、子の名で、従事日数は320日でございます。

以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第4班の代表の委員より報告を願います。 11番 大塚委員

○11番（大塚 秀一君）整理番号95番、96番、申請地は[REDACTED]ほか4筆、13ページの土地は全て耕うん状態でありました。農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第4班としては、農用地利用集積等推進計画の決定に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしている第4班の代表の委員より報告を願います。 第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）本日審議がなされます、農用地利用集積等促進計画の決定事案について、11月17日に、事務局と現地調査を行なったことをご報告させていただきます。

現地の状況は、先ほど4班の代表委員が述べられたとおり、耕うん状態で農地として適正に管理されておりました。また、借人は園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことを考えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号95番及び96番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

（1番 森山委員入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていました、森山委員が着席されました。

現在の委員数は、委員12名、推進委員3名です。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、継続の促進計画である整理番号97番から110番まで、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（吉賀主幹）総会議案書14ページから27ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号97番から110番まででございます。

農地中間管理権の設定をする者及び設定する土地等は記載のとおりでございます。

各借人の状況につきましては、別紙の借人情報をご覧ください。場所につきましては、各案内図をご参照願います。各貸人は、農地の管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。全ての農地において、適切に管理されていることを事務局で現地確認しております。

以上により、全ての議案において、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）これらの件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 97 番から 110 番までについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、全て原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4 号、議案第 40 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。整理番号 4 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 28 ページ、29 ページをご覧ください。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号 4 番でございます。被相続人及び農業相続人は記載のとおりです。

申請地は、[REDACTED] ほか 4 筆、地目 [REDACTED] が畠で他は山林、地積合計 1,720 平方メートルでございます。場所につきましては、29 ページの案内図をご参照願います。内容といたしましては、当該土地について、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者である旨の証明願いでございます。

相続開始年月日は令和 7 年 3 月 13 日、都市計画区域等につきましては、市街化区域、生産緑地で相続税納税猶予の適用農地でございます。

農業相続人は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、母、姉の 4 名で、従事日数は 300 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。 11 番 大塚委員

○11 番(大塚 秀一君) 整理番号 4 番 [REDACTED] 番地ほか 4 筆、29 ページにあります [REDACTED] はセロリ、ネギ、ニラ等が植わっておりました。[REDACTED] 、[REDACTED] 、[REDACTED] 、[REDACTED] は竹林の状態でした。農地として、適正に維持管理していると認められましたので、第 4 班としては、相続税の納税猶予に関する適格者証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。本件について、地域の担当委員として補足する事項等ありましたらご発言願います。 6 番 内田委員

○6 番(内田 直彌君) 本件につきまして、地元委員として発言をさせていただきます。

申請者は相続した農地で、これから農業経営を行っていきたいという意思が意欲的にお話

されておりました。地元委員としましては、申請者の農業の継続意思の確認をしましたので、適格者証明書の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号 4 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおり証明することに決定されました。

次に、同じく、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。整理番号 5 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 30 ページ、31 ページをご覧ください。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号 5 番でございます。被相続人及び農業相続人は記載のとおりです。申請地は [REDACTED] ほか 1 筆、地目、畠地積合計 1,490 平方メートルでございます。場所につきましては、31 ページの案内図をご参照願います。内容といたしましては、当該土地について、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者である旨の証明願いでございます。

相続開始年月日は令和 7 年 3 月 13 日、都市計画区域等につきましては、市街化区域、生産緑地で相続税納税猶予の適用農地でございます。農業相続人は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、子、子の妻の 3 名で、従事日数は 300 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認しているだいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。 11 番 大塚委員

○11 番(大塚 秀一君) 整理番号 5 番は、申請地 [REDACTED] ほか 1 筆です。現地は周りを工場に囲まれた土地でした。白菜、大根、里芋、ブロッコリーなどが植わっていました。梅と柿の木も、植わっている状態でした。農地として、適正に維持管理されないと認められましたので、第 4 班としては、相続税の納税猶予に関する適格者証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等ありましたらご発言願います。 6番 内田委員

○6番(内田 直彌君) 本件につきまして、前事案に審議した申請人のご家族です。申請者は相続した農地で、これからも、家族で農業経営したいというお話しをされました。

地元委員としては、申請者の農業継続意思が確認され、適格者証明書の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号5番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおり証明することに決定されました。

次に、日程第5号、議案第41号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号9番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書32ページから、34ページをご覧ください。

議案第41号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号9番でございます。申請人は記載のとおりでございます。

申請地は [REDACTED] ほか14筆、地目山林、畑及び田、現況畑及び田、地積合計8,957.50平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年11月30日から令和7年11月25日まで、相続開始年月日は、平成25年3月4日で、今回が4回目の証明願いでございます。場所につきましては、33ページ、34ページの案内図をご参照願います。

申請人は69歳、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻の2名で、従事日数は250日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第4班の代表の委員より報告を願います。 11番 大塚委員

○11番(大塚 秀一君)整理番号9番、[REDACTED] ほか14筆の申請地についてご報告します。

33 ページの [] と [] は、少し草がありましたが、オクラと収穫後のサツマイモがありました。[]、[] は耕うん状態でした。[]、[]、[] は耕うん状態で一部ミョウガが植わっている状態でした。[]、[] は栗と竹でした。

[]、[] についてはホウレンソウ、カブ、シットウ、タマネギ、シュンギク等多品種が植わっている状態でした。続いて 34 ページ、[]、[]、[] の土地については、耕うん状態でした。農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 4 班としては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題ないと判断いたしました。

皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）私も第 4 班の一員として 18 日に、全て見てまいりました。その後 22 日土曜日、本人にも会いまして、ちょっと長い話をいろいろしたんですが、その中でこれからも頑張っていくということで、あと藤沢市のはうにもあるということで、手続きをしなきゃいけないので大変なんですって話もしたんですが、そんなことで、一生懸命頑張っていますので、これからもということを言っていましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題ないと判断いたしました。

皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 9 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおり証明することに決定されました。

次に、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号 10 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 36 ページから 40 ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 10 番でございます。申請人

は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] ほか 25 筆、地目畠及び田、現況地目畠、地積合計 12,418 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和 4 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 25 日まで、相続開始年月日は、平成 28 年 3 月 9 日で、今回が 3 回目の証明願いでございます。

場所につきましては、37 ページから 39 ページの案内図をご参照願います。

申請人は 53 歳、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 350 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。 11 番 大塚委員

○11 番（大塚 秀一君） 整理番号 10 番 [REDACTED] ほか 25 筆です。38 ページの [REDACTED]
[REDACTED] ほか 7 筆は一部ブロックリーが植わって耕うん状態できれいでした。39 ページ、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] は、ハウスが建っておりトマトとキュウリの苗を植えている状況でした。[REDACTED]
は、耕うん状態でした。[REDACTED]、[REDACTED] にもハウスがあり、こちらの中は耕うん状態でした。[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] も耕うん状態でした。40 ページ、[REDACTED] ほか 6 筆、[REDACTED]、[REDACTED]
は、みかん、ゆず、キウイ、柿等の果樹が植わっていました。下草は刈られて、管理されていました。農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 4 班としては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 13 番 早川 新市委員

○13 番（早川 新市君）議案第 41 号、整理番号 10 番、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案につきまして、地元委員として発言させていただきます。11 月 21 日の現地確認を行い、申請人のお話を聞きました。先ほど、第 4 班の代表の方から報告がありましたとおり、農地として適正に管理されておりました。このように、申請地は農地として適正に維持管理されていると認められましたので、地元委員といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題がないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご

発言願います。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 10 番について、賛成の委員の举手を求めます。

(賛成委員举手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。举手全員であります。よって、願い出のとおり証明することに決定されました。

次に、日程第 6 号、報告第 8 号、専決処分等についてを議題といたします。

事務局長より報告願います。

○事務局長（中西事務局長）それでは、議案書の 42 ページから 49 ページをご覧ください。

日程第 6 号報告第 8 号専決処分等についてでございます。

本件につきまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 1 件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 件、農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告について 1 件、農地法適用除外処分 1 件、生産緑地地区内行為による通知 1 件、がございました。

綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第 3 項及び第 10 条の規定によりご報告いたします。

議案書の 42 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 1 件でございます。整理番号 6 番でございます。転用の内容は、駐車場で地積 386 平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に議案書 43 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 項の規定による届出 1 件でございます。転用の内容は店舗で、地積合計 3,669 平方メートルでございます。

次に議案書 44 ページをご覧ください。農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告 1 件でございます。農地所有適格法人は、毎年、事業年度終了後、事業の状況について農業委員会に報告することとなっております。

1 は、法人の概要でございます。代表者氏名及び所在地は記載のとおりでございます。経営面積は、49,565 平方メートルでございます。2 の事業の種類等ですが、生産する農畜産物は、露地野菜で売上高は、令和 6 年の実績で 14,690,503 円でございます。3 の利用権の設定を受けた農地は、記載のとおりで、地積合計 7,901 平方メートルでございます。

次に 45 ページをご覧ください。3 の農地法適用除外処分でございます。整理番号 2 番でございます。賃貸人、賃借人、届出地は記載のとおりでございます。地目田、地積合計 2,155 平方メートル、転用目的は、一級河川目久尻川河川改修工事に伴う作業ヤード、適用除外条項は、農地法第 5 条第 1 項第 1 号及び農地法施行規則第 25 条、賃貸借権の設定でございます。次に議案書 46 ページから 49 ページをご覧ください。生産緑地地区内行為による通知 1 件でございます。生産緑地法第 8 条第 4 項の規定に基づき、区域内の道路拡幅に伴う用地買収したことにつきまして市長に通知されたものでございます。設置者、行為地は記載のとおりでございます。行為の目的は、地区幹線道路の整備のためでございます。

47 ページから 49 ページに資料の写しを添付してございます。

以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 8 号専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 7 年 11 月第 29 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10 時 25 分 閉 会

綾瀬市農業委員会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員